

## 平成25年 第10回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成25年8月21日(月) 午後1:30~午後1:57

2. 開催場所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	畠山 賢悦
”	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委員	4	長井 進
	5	佐藤 光男
	6	坂根 重友
”	7	小澤 守昭
”	8	谷地村 久人
”	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記

事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 審議案件

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第3条第6項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について

日程第4 議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

## 7. 会議の概要

(平成 25 年第 10 回 8 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、3番 長根 孝衛 君 お願いします。</p>
	(憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は10名で、定足数に達しておりますので、これより平成25年第10回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名と一言することでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、1番 畠山 賢悦 君 並びに 2番 小坂 敏 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に、日程第3、報告第3号 農地法第3条第6項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について、事務局より説明を求めます。
事務局	報告第3号 農地法第3条第6項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について解除条件付きの賃貸借をした個人または法人は毎事業年度の終了後3月以内に利用状況報告書を農業委員会に提出することになっております。そこで今回P3とP5の議案書にあるとおり有限会社と財団法人の2カ所から報告がありました。有限会社の平葎建設では大豆、小麦、水稻を作付し財団法人の公社は甘草、ハーブ、サラダ菜を作付しました。農地の所在、地目、面積、生産数量などについてはP4からP6の議案書のとおりとなっております。
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑・意見なしの声あり
議 長	質疑意見なしと認めます。
議 長	<p>次に日程第4 議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号15号及び16号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>P7の受付番号15号の農地法第3条の許可申請は、贈与によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P8に許可申請書の写し、P9は申請地の位置図、P14に農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>受付番号15号はP14に添付の農地法第3条1項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。次にP7の受付番号16号の農地法第3条の許可申請は、賃貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P10に許可申請書の写し、P11は申請地の位置図、P14に農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号16号はP14に添付の農地法第3条1項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の3番 長根委員から報告を求めます。</p>
長根委員	<p>議案第22号 受付番号15号及び16号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第22号、受付番号15号及び16号の申請地の地目は田であります。いずれも、採草地として利用を考えており、周辺農地への支障は無いと思います。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なしの声あり</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。</p> <p>議案第22号の受付番号15号、16号については、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なしの声あり</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第22号の受付番号15号、16号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、受付番号17号を審議に付しますが、議事参与の制限の規定により、譲受人である8番 谷地村委員 の退場を求めます。</p>
	<p>谷地村委員退場</p>

議 長	それでは、事務局より受付番号17号について、議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>P7の受付番号17号の農地法第3条の許可申請は、売買による所有権移転であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P12に許可申請書の写し、P13には申請地の位置図、P15に農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号17号はP15に添付の農地法第3条1項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
議 長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の4番 長井 委員 から報告を求めます。
長井委員	<p>議案第22号 受付番号17号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第22号、受付番号17号の申請地の地目は畑であります。隣接地と同様のとうもろこしの作付けを考えており、周辺農地への支障は無いと思います。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えても何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なしの声あり
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。</p> <p>議案第22号の受付番号17号については、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
	異議なしの声あり
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第22号の受付番号17号については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	それでは、谷地村委員を入场させてください。
	谷地村委員入场
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成25年 第10回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

議 長

署名者

署名者